

令和 5 年 11 月 24 日

神戸市発達障害児（者）支援地域協議会からの意見

【会議の概要】

- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十四号）十九条の二に規定された、都道府県・政令指定都市において設置することができることとされた協議会。
- 地域における発達障害のある人の課題について情報共有を図るとともに、支援体制の整備状況や発達障害者支援センターの活動状況などについて検証し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う。
- 発達障害児者支援にかかる具体的な課題を抽出し、「神戸市における発達障害児者支援の取り組みについての提言書（令和 3 年 3 月）」をまとめた。

【次期計画策定に向けての課題と方向性および意見】

- ・現行の計画（第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画）策定時に本協議会から提出した意見について、課題とする大項目を、令和 3 年 3 月にまとめられた提言書の 5 つの柱に整理。
- ・整理した 5 つの柱に沿って、令和 3 年度からの取り組み実績などの経過を踏まえ、その間に新たに顕在化してきた課題と目指すべき方向性について、委員意見を聴取し、内容を改定する。（次頁以降）

（令和 2 年度・前回意見）

- 1 幼児から就学前・就学後の時期における切れ目ない支援
- 2 医療の立場からの連携先
- 3 就労してからの支援、生活の支援
- 4 思春期世代の支援
- 5 支援機関の質の向上



※項目整理（令和 3 年 3 月の提言項目へ）

（令和 5 年度・今回意見）

- 1 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施
- 2 個人に関する情報を関係機関が共有するための仕組みづくり
- 3 支援に関する情報を市民及び関係機関に提供するための仕組みづくり
- 4 人材育成の取り組み
- 5 発達障害に対する理解の促進

1. 発達障害児者支援の連携の強化による切れ目のない支援

課題と方向性	意見および提案
<ul style="list-style-type: none"> ・問題やニーズの多様化、複雑化に対応可能な支援機関の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機関がそれぞれの専門性を活かしたネットワークを構築し、支援の向上に努める ・関係機関による具体的な解決方法を検討する機会を設け、支援の充実と連携強化を図る ・学校のコーディネーターを専任にし、医療機関と連携のとれるシステムが必要 ・健診段階から子どもの発達レベルだけでなく、家庭そのものの状況や必要な支援について、家族をフォローする体制が必要 ・早期から強度行動障害のリスクを把握し、地域での受け皿の整備を含め支援するための施策を検討すること。また、支援機関と医療機関が連携するための仕組みが必要 ・身近な地域での支援に繋げていくための仕組みづくりが必要
<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談の利用促進、サービスの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者（児）のサービス等利用計画作成にあたっては、適切な支援が行われるよう、保護者のみで作成するセルフプラン率が下がらない要因を解明し対策をとること。また、計画相談のメリットを理解してもらうための取り組みが必要
<ul style="list-style-type: none"> ・療育センターやこども家庭センターにおける待機期間の長期化解消 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機期間の長期化を解消するため、他都市の対策も参考にしながら、早急な実施が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・思春期世代の支援強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との関係改善が本人の生きやすさにつながることから、思春期世代の親を対象としたペアレント・トレーニングを取り入れる
<ul style="list-style-type: none"> ・就労後に向けた支援の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労後につまずかないために、高校や大学、専門学校等の在学中における修学支援や卒業後に向けた情報提供、支援機関の連携強化が必要
<ul style="list-style-type: none"> ・グレーゾーンの方への支援強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断がついていない場合でも利用できるサービスや相談機関の明示、継続的に関わってくれる居場所や専門機関の整備など、不安を抱える方に安心感を与える個人に寄り添う仕組みが必要
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時の支援として、発達障害児者には、その特性によっては、一般の避難所での生活が難しい場合もあるので、必要に応じて、福祉避難スペースや福祉避難所で受け入れるとともに、その受け皿を増やす取り組みが必要。一般避難所の担当者が発達障害の特性やその対応に十分な知識を持つ必要もある。</u>

2. 個人に関する情報を関係機関が共有するための仕組みづくり

課題と方向性	意見および提案
<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関が把握する情報の相互共有 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関を含む各関係機関で把握している情報と、連携先が必要としている情報を明確にし、個人情報に留意しながら、必要な情報を共有する仕組みを検討する 本人に関わる検査成績・結果などのデータについて、ICT の導入を含め、本人や保護者が、必要な時に必要な情報を取り出せる仕組みを検討する 保育所や幼稚園、小学校等における本人についての支援情報を共有・連携し、学童保育においても適切な対応を実施する サポートブックとネットワークプランの周知を計り、両者の相違点をふまえた上で様式の見直しや情報連携の仕組みを検討する

3. 支援に関する情報を市民及び関係機関に提供するための仕組みづくり

課題と方向性	意見および提案
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や支援機関それぞれからの連携先の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援センターは、ネットワークを生かし、様々な支援の取り組みについて常に内容を把握し、発信していけるよう、情報を集約する仕組みを構築する 集約した情報については、医療機関、市民、支援機関など、提供先別に、インターネットや紙媒体を併用しながら、きめ細かに提供し、確実に受け止められる仕組みを構築する
<ul style="list-style-type: none"> 啓発事業の実施による支援機関の周知促進 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害の特性を抱えたパートナー・家族への理解、悩みを相談、共有できるような啓発事業を実施し、支援機関（相談窓口）の周知促進を図ること
<ul style="list-style-type: none"> 地域ブロックごとでの関係機関や団体によるネットワークの強化と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 区自立支援協議会等を活用し、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス、障害者相談支援センター、発達障害者相談窓口、親の会などの関係機関・団体との情報交換や情報共有する仕組みの活性化を図り、ネットワーク強化に努めること

4. 人材育成の取り組み

課題と方向性	意見および提案（案）
<ul style="list-style-type: none"> 支援機関の質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 支援機関の職員について、必要な研修や啓発、巡回指導等を適時に行い、さらに研修を受講した者が、広く地域の支援者に対し、スーパーバイズできるような研修体系としていく 関係機関における支援者が、支援者間で自発的に意見交換して好事例や改善内容を共有し、相互にレベルアップできる機会を提供する 発達障害児者の支援に関わる職員について、研修やトレーニングなどを通じ、発達障害についての最新の知識・情報を提供する。

<ul style="list-style-type: none"> ・家族の不安解消、支援強化のための支援者育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な知識を備えた職員の育成に力を入れるとともに、その職員が配置されている支援機関を市民に分かりやすく「見える化」する。 ・親の会を中心としたペアレントメンターの養成と活動支援についての検討を行い、家族が不安や悩みを共有できる場づくりを行う。
--	--

5. 発達障害に対する理解の促進

課題と方向性	意見および提案
<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業所等に対する合理的配慮義務の啓発 ・市民理解の一層の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や職場で、発達障害児者それぞれに合った適切な環境調整がなされるよう、障害者差別解消法に定義された合理的配慮について正しく理解する機会や助言する機会を提供する。 ・発達障害児者に関わるすべての市の職員に対する啓発を充実させ、職員自らが地域や職場の理解を進める。